

群馬県私立高等学校等奨学給付金

子どもが私立高等学校等に通う保護者の授業料以外の教育費負担を軽減するため、要件を満たす世帯に対して「奨学のための給付金」を給付します。

【給付対象世帯】

平成29年7月1日現在で、以下の要件を全て満たす世帯。

- (1) 生活保護(生業扶助)受給世帯、または、平成29年度市町村民税の所得割額が非課税の世帯であること
- (2) 群馬県内に保護者(親権者)が在住していること
- (3) 就学支援金の支給対象である私立高等学校等に生徒が在籍しており、休学中でないこと
- (4) 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者であること。(生徒1人につき年1回・通算3回(通信制高校等は4回)まで。)

ただし、以下に該当する場合は支給対象外となります。

- ・特別支援学校の高等部に在学している者
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))を受給している高校生等
- ・保護者等が海外に在住している等の理由により、保護者等全員分の課税証明書が確認出来ない場合

【給付額】

該当する区分に応じて、生徒1人につき以下の額(年額)を給付します

対象高校生等	世帯の区分	給付金額(円)	
1 通信制の高等学校等に 通う私立高校生等	(1) 生活保護(生業扶助)世帯	52,600	
	(2) 市町村民税所得割非課税世帯	38,100	
2 通信制以外の 高等学校等に 通う私立高校生等	(1) 生活保護(生業扶助)世帯	52,600	
	(2) 市町村民税 所得割 非課税世帯	(ア) 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合	138,000
		(イ) 23歳以上の扶養されている高校生等の兄・姉(当給付金の支給対象者)がいる場合	
		(ウ) 通信制の高等学校等に通う扶養されている弟・妹がいる場合	
		(エ) 高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている弟・妹がいる場合	
(オ) 上記(ア)～(エ)以外	84,000		

【申請方法】

- (1) 群馬県内の私立高等学校等に生徒が在籍する場合
申請書類等を在籍している高等学校等に提出してください。
- (2) 群馬県外の私立高等学校等に生徒が在籍する場合
申請書類等を群馬県総務部学事法制課あてに、郵送等の方法により直接提出してください。

〈送付先〉

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県総務部学事法制課私学振興係

(あて先の余白に、「奨学給付金申請書類在中」と明記してください。)

【提出期日】

7月1日から7月31日まで。

【提出書類】

世帯の区分に応じて、以下記載の書類を提出してください。

対象高校生等	世帯の区分	提出書類
1 通信制の 高等学校等に 通う 私立高校生等	(1)生活保護 (生業扶助)世帯	・給付金受給申請書(通信制学校用) ・生活保護受給証明書(福祉事務所の朱印があるもの) ・申請者名義の口座通帳の写し
	(2)市町村民税 所得割非課税世帯	・給付金受給申請書(通信制学校用) ・保護者等(全員分)の所得課税証明書(非課税証明書) ・保護者等(全員分)と生徒本人の表示がある住民票(続柄表示必要) ・申請者名義の口座通帳の写し
2 通信制以外 の高等学校等に 通う 私立高校生等	(1)生活保護 (生業扶助)世帯	・給付金受給申請書(通信制以外の学校用) ・生活保護受給証明書(福祉事務所の朱印があるもの) ・申請者名義の口座通帳の写し
	(2) 市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯	(7)23歳未満の 扶養されている 兄弟がいる場合 ・給付金受給申請書(通信制以外の学校用) ・保護者等(全員分)の所得課税証明書(非課税証明書) ・保護者等(全員分)と生徒本人及び23歳未満の扶養されている兄弟の表示がある住民票(続柄表示必要) ・生徒本人及び申請者に扶養されている23歳未満の兄弟の健康保険証の写し ・申請者名義の口座通帳の写し
	(4)23歳以上の 扶養されている 高校生等の 兄弟がいる場合	・給付金受給申請書(通信制以外の学校用) ・保護者等(全員分)の所得課税証明書(非課税証明書) ・保護者等(全員分)と生徒本人及び23歳以上の扶養されている高校生等の兄弟の表示がある住民票(続柄表示必要) ・生徒本人及び申請者に扶養されている23歳以上の高校生等の兄弟の健康保険証の写し ・高等学校等に通う23歳以上の兄弟の在学証明書(コピー可) ・申請者名義の口座通帳の写し
	(ウ)通信制の 高等学校等に 通う扶養している 兄弟がいる場合	・給付金受給申請書(通信制以外の学校用) ・保護者等(全員分)の所得課税証明書(非課税証明書) ・保護者等(全員分)と生徒本人及び通信制の高等学校等に通う弟妹の表示がある住民票(続柄表示必要) ・生徒本人及び申請者に扶養されている通信制の高等学校等に通う弟妹の健康保険証の写し ・通信制の高等学校等に通う弟妹の在学証明書(コピー可) ・申請者名義の口座通帳の写し
	(エ)高校生等 以外に15歳(中 学生を除く)以 上23歳未満の 扶養されている 兄弟がいる場合	・給付金受給申請書(通信制以外の学校用) ・保護者等(全員分)の所得課税証明書(非課税証明書) ・保護者等(全員分)と生徒本人及び15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹の表示がある住民票(続柄表示必要) ・生徒本人及び15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹の健康保険証の写し ・15歳以上23歳未満の高校生等以外の扶養している弟妹がこの給付金の支給対象者でないことが確認できる書類(特別支援学校高等部・予備校などに通っている場合は、在学証明書。無職などにより証明書の発行が困難な場合には、誓約書) ・申請者名義の口座通帳の写し
(オ) 上記(7)~(エ) 以外	・給付金受給申請書(通信制以外の学校用) ・保護者等(全員分)の所得課税証明書(非課税証明書) ・保護者等(全員分)と生徒本人の表示がある住民票(続柄表示必要) ・申請者名義の口座通帳の写し	

申請書には生徒の在籍状況に関する学校の証明が必要です。

※「生活保護受給資格証明書」及び「保護者等と生徒本人の表示がある住民票」は、7月1日以降に取得したものがが必要です。

※「申請者名義の口座通帳」の写しは、表紙の裏頁見開きなど、金融機関本支店名、口座番号、口座名義人が表示されたものを添付してください。

※対象となる高校生等が複数人いる場合には、それぞれの対象者ごとに申請書を提出してください。

※上記2(2)(ア)~(エ)のうち複数に該当する場合は、給付額は同一ですので、いずれかで申請してください(ア)が必要書類が少ない)。

※申請者以外の者を受取人(受任者)とする場合は、「委任状」と、その受取人(受任者)名義の口座通帳の写しを提出してください。

【その他】




















奨学のための給付金制度の申請先は、生徒の保護者が在住している都道府県であり、都道府県により要件・申請方法が異なります。生徒が群馬県内の私立高等学校等に在学している場合でも、保護者等が群馬県以外の都道府県に在住している場合は、保護者等が在住している都道府県にて申請を行うこととなります。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省のホームページにてご確認ください。

・文部科学省ホームページ(各都道府県連絡先一覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

【参考：世帯の区分の判定について(全日制・非課税世帯)】

高校生等奨学給付金(世帯構成別支給例) [全日制の場合]		
世帯区分	高校生等(給付対象者)	兄弟姉妹の状況 (※給付対象外者)
世帯A	 高校1年～3年生 公立 75,800円 私立 84,000円	一人っ子等 …申請区分 (カ)
世帯B	 高校1年生(妹)  高校3年生(姉) ※年齢問わない 公立 129,700円 私立 138,000円	高校生等以外の兄弟姉妹なし 給付対象の高校生等が複数姉…申請区分(オ) 妹…申請区分(ア) (又は(イ))
世帯C	 高校1年生 公立 129,700円 私立 138,000円  高校2年生 公立 75,800円 私立 84,000円	中学生以下の弟  又は  扶養されていない兄(23歳以上の兄)
世帯D	 高校1年生 公立 129,700円 私立 138,000円  高校2年生 公立 129,700円 私立 138,000円	23歳未満の兄  ※扶養されている 23歳未満の扶養している兄弟がいる …申請区分(ア)
世帯E	 通信制(弟) 公立 36,500円 私立 38,100円  高校2年生(姉) 公立 129,700円 私立 138,000円	通信制高校に通う扶養している弟妹がいる。 …申請区分(ウ)
世帯F	 高校3年生(18歳・姉) 公立 129,700円 私立 138,000円	特別支援学校1年生(16歳妹)  ※支給対象外の学校へ通学 ※扶養されている 高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養している弟妹がいる …申請区分(エ)
世帯G	 高校2年生(17歳・姉) 公立 129,700円 私立 138,000円	15歳以上(23歳未満)の弟  ※扶養されている ※この給付金の支給対象外 給付対象の高校生等が一人 …申請区分(オ)
世帯H	 高校1年～3年生 公立 75,800円 私立 84,000円	中学生以下の弟  又は  扶養されていない兄(23歳以上の兄)

【本件についての問い合わせ先】

群馬県総務部学事法制課 私学振興係
 〒371-8570群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話番号027-226-2141